

仕 様 書

受託者（収集・運搬業者及び処分業者）は、国立大学法人旭川医科大学において発生する産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に基づき、かつ本学が診療、教育、研究の機関である特殊性を十分認識し、次のとおり適正に収集、運搬及び処分を行うものとする。

1. 委託件名 旭川医科大学産業廃棄物収集・運搬及び処分業務
2. 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
3. 収集日 週3日以上とし、実施日については別途協議する。
(ただし、本学係員から指示のあった場合は、その都度収集・運搬及び処分を行うものとする。)
4. 収集時間 原則として午後3時までの間に行うものとする。
5. 廃棄物の種類 廃プラスチック類
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
6. 年間予定数量 廃プラスチック類 51,000kg
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 1,000kg
7. 保管場所 別紙1のとおり
8. 業務内容
ビニール袋及び専用容器で密封された産業廃棄物を別紙1の保管場所より産業廃棄物等運搬専用車で収集、運搬し、関係官庁の許可を受けた廃棄物処理施設において、中間処理するものとする。
また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、廃棄物処理に関する関係法令、地方公共団体の条例に従い本業務を遂行するものとする。
9. 業務の完了報告
受託者は、保管場所毎、業務完了後10日以内に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を事務局会計課調達係へ送付すべきものとする。
10. 一般事項
(1) 受託者は、収集・運搬及び処分業務の許可事項等に変更があるときは、速やかに発注者に報告するものとし、所定の手続き完了後、変更後の許可証等の写しを提出するものとする。

る。

- (2) 受託者は、この契約期間中に知り得た業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

11. その他

- (1) 受託者は、北海道知事または旭川市長から産業廃棄物収集運搬業許可証及び廃棄物処分業許可証の交付を受けている者とする。なお、収集運搬に関する業務または処分に関する業務のどちらか一方を、前述の許可を受けた別の業者に行わせることができる。

- (2) 入札参加者は、履行を確認するための届出として、次のアからキの書類を入札日の前日 12:00 までに提出すること。

ア. 上記(1)の許可証の写し

イ. 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

ウ. 産業廃棄物処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する排ガス中のダイオキシン類の濃度に係る基準に適合した処理施設を有していることが確認できる書類
(処分においてダイオキシン類を発生しない処理施設による場合は当該施設を有していることが確認できる書類)

エ. 業務履行証明書

オ. 収集・運搬と処分の業者が異なる場合には、業務連携していることが確認できる書類
カ. 収集・運搬及び処分までのフローチャート図

キ. 緊急時の連絡体制(収集から処分までの具体的連絡方法)

- (3) 入札価格は、各廃棄物の収集、運搬及び処分の単価について提出するものとする。

- (4) 落札決定は、各廃棄物の収集、運搬及び処分の予定価格の範囲内で最低価格のものを落札とする

- (5) ビニール袋及び専用容器を除く消耗品等の一切は、受託者が用意するものとする。

- (6) 本仕様書に定めのない事項については、これを定める必要がある場合は、発注者及び受託者において協議して定めるものとする。

- (7) 本仕様書に定めのない事項については、これを定める必要がある場合は、発注者及び受託者において協議して定めるものとする。